

岩手県告示第 766 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 狩猟期間を延長する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域 県内一円の区域
- 3 延長する狩猟期間 平成 19 年 11 月 15 日から平成 24 年 11 月 14 日までの毎年 2 月 16 日から同月末日まで